

上院における TPA 法案・TAA 法案の審議

○6月18日の上院本会議議事概要によると、マコネル上院共和党院内総務は、6月18日の本会議開始直後にアフリカ成長機会法等の特恵関税(AGOA)法案(HR1295)の討論終結動議等を提出し、更に2016年会計度の国防関係予算の審議後にTPA単独法案(HR2164)の討論終結動議等を提出した。

AGOA法案については、TPA・TAA一括法案(HR1314)第2編(TAA関連部分)を付け加える修正が行われ、AGOA・TAA法案として審議される見込みである。

6月29日から7月6日まで休会となるので、今週が極めて重要な1週間となるのではないか。

・次回の本会議は6月22日午後3時に再開される予定で、予定の議事日程を消化した後にTPA単独法案の討論終結動議の採決が行われると仮定すれば、上院共和党指導部の審議プランは次のような時間軸になるのではないか。

TPA単独法案の討論終結動議の可決の見込みが立たなければ、TPA単独法案とAGOA・TAA法案の順番を入れ替えるということもあり得るといいう指摘もある。

| 日 | 時間帯 | 上院本会議 | 下院本会議 |
|---------------------------|------|--|------------------------|
| 22日 (月) | 夕刻以降 | TPA単独法案の討論終結 動議の採決 ↓ 最大30時間の審議 | |
| 23日 (火)～ 24日 (水) | 午後遅く | TPA単独法案の採決 AGOA・TAA法案の討論終結 動議の採決 ↓ 最大30時間の審議 | |
| 25日 (木)～ | | AGOA・TAA法案の採決 | AGOA・TAA法案の審議規則 の採決 |
| 26日 (金) | | | AGOA・TAA法案の審議・採 決 |

○上述のとおり進行するためには、次のような課題があるのではないか。

①TPA 単独法案の討論終結動議の可決には 60 票の賛成が必要であるが、今回の TPA 単独法案については、既にキャントウェル、クーンズ両上院議員が反対を表明しており、これら両上院議員のほかにも反対に回る議員が出て来ると予想されている。

一方で TPA・TAA 一括法案から TPA 単独法案になり、反対した 5 人の共和党上院議員が賛成に回ることも考えられ、60 票を巡って拮抗している模様である。TPA 単独法案は、5 月 21 日の上院本会議で修正案を含め可決した TPA・TAA 一括法案第 1 編と同じ内容で、単純過半数で可決される見込みなので、この動議の議決がカギになるとみられている。

(参考)5 月 21 日の本会議では TPA・TAA 一括法案を 62-38 で可決したが、賛成票は共和党 48、民主党 14、反対票は民主党・独立系 32、共和党 5、無投票は共和党 1 となっている

賛成した 14 人の民主党議員は、ベネット(コロラド)、キャントウェル(ワシントン)、カーディン(メリーランド)、カーパー(デラウェア)、クーンズ(デラウェア)、ファインスタイン(カリフォルニア)、ハイトキャンプ(ノースダコタ)、ケイン(バージニア)、マカースキル(ミズリー)、マレー(ワシントン)、ネルソン(フロリダ)、シャヒーン(ニューハンプシャー)、ウォーナー(バージニア)及びワイデン(オレゴン)上院議員である。

反対した 5 人の共和党議員は、コリンズ(メイン)、リー(ユタ)、ポール(ケンタッキー)、セッションズ(アラバマ)及びシエルビー(アラバマ)上院議員である。

(注)下線部の上院議員は、財政委員会所属議員である。

②6 月 12 日の TPA・TAA 一括法案第 2 編 TAA 関連部分(第 212 条を除く)の採決結果は次のとおりで、共和党の賛成票はかなりの高水準となっている。上院で審議予定の AGOA・TAA 法案は、2011 年特惠関税・TAA と同じ組合せの一括法案であるが、TPA 単独法案が上院で可決された場合には、86 票の共和党賛成票を維持するのは難しいという指摘もある。

いずれにせよ AGOA・TAA 法案を可決するためには、民主党票を大幅に上積みする必要があるが、6 月 12 日の採決で賛成した下院民主党指導部は、ホイヤー院内幹事(メリーランド)、クライバーン院内総務補佐(サウスカロライナ)、イズリエル政策・報道委員長(ニューヨーク)の 3 人に留まっている。民主党の主張を取り入れた TPA の修正もなく、共和党の強引な議会運営に反発する雰囲気強い中で、どのような結果になるのか注目される。

| | 2015 年 TPA・TAA | | | 2011 年特惠関税・TAA | | | 2007 年 TAA | | |
|-----|----------------|-----|-----|----------------|-----|-----|------------|-----|-----|
| | 賛成 | 反対 | 無投票 | 賛成 | 反対 | 無投票 | 賛成 | 反対 | 無投票 |
| 共和党 | 86 | 158 | 2 | 118 | 122 | 1 | 38 | 155 | 7 |

| | | | | | | | | | |
|-----|-------|-----|---|-------|-----|---|-------|-----|----|
| | (35%) | | | (49%) | | | (19%) | | |
| 民主党 | 40 | 144 | 4 | 189 | 0 | 3 | 226 | 2 | 4 |
| 計 | 126 | 302 | 6 | 307 | 122 | 4 | 264 | 157 | 11 |

③貿易円滑化及び取締の機能・活動法案は、上・下院で内容が異なっており、その調整を行うための両院協議会を開催する動議も今週中に上院本会議で議決する見通しである(下院は議決済み)。この両院協議会報告の上・下院における採決は、7月4日(米国独立記念日)以降になる見込みである。

審議されるTPA単独法案には第106条(b)の規定が残っているため、同条の発動要件を緩和する改正は、7月7日以降に持ち越されることになる。

(参考)貿易円滑化及び取締りの機能・活動法案第912条によるTPA法案の改正規定は、次のとおりである。

- (a) 第102条(a)に(14)を追加
(14)通商協定は、米国移民法の変更を要求し、又は移民及び国籍法第101条(a)(15)の規定に基づき発給されるビザのアクセスを供与し、若しくは拡大することを米国に義務付けないことを確保すること。
- (b) 第102条(a)に(15)を追加
(15)通商協定は、地球温暖化又は気候変動に関して米国法の変更を要求し、又は米国に義務付けないことを確保すること。
- (c) 第102条(b)に(22)を追加
(22)水産物交渉—魚類、水産食品及び甲殻類に関する米国の主要な交渉目的は、関税及び非関税障壁を削減し、及び撤廃するとともに、貿易を歪曲する補助金を撤廃すること等によって、外国の魚類、水産食品及び甲殻類が米国において与えられているのと実質的に同等の、米国産の魚類、水産食品及び甲殻類のための競争機会を外国市場で獲得すること及びより公正で開放的な交易条件を達成することである。
- (d) 第104条(c)(2)(C)の後段(下線部分)として追加
(C) (A)(i)及び(B)(i)の議会助言グループのそれぞれの構成員は、この編が適用される、いかなる通商協定であっても、その米国交渉団に対する正式な助言者として、大統領のために米国通商代表によって信任されるものとする。(A)(ii)及び(B)(ii)の議会助言グループのそれぞれの構成員は、議会助言者グループの一員であるという理由により、この編が適用される、いかなる通商協定であっても、その米国交渉団に対する正式な助言者として、大統領のために米国通商代表によって信任されるものとする。
更に、(A)(i)及び(B)(i)の委員長及び筆頭理事は、これらの交渉団として任務を果

たすために、適切なセキュリティチェックを受けた者を3人まで指名することが許容されるものとする。

(注) (A)(i)及び(B)(i)は、下院歳入委員会及び上院財政委員会を指している。

(e) 第106条(b)(6)の(B)を(C)とし、(B)を追加

(A)総じて一大統領貿易促進権限手続きは、2000年人身売買の犠牲者防止法第110条(b)(1)の規定に基づき提出された人身売買に関する最新の年次報告で、人身売買撲滅の最低基準が適用された国及び最低基準に完全には該当していないが、遵守するよう意味のある努力をしていない政府(通常は第3階層の国と呼ばれている)との通商協定又は第103条(b)の通商協定に関するいかなる実施法案に対して適用してはならない。

(B) 例外一

(i) 例外の訴求—大統領が、(A)の適用国が人身売買に関する最新の年次報告の主要な勧告を実施するために具体的な対策を講じているという書簡を担当議会委員会に提出した場合は、この項の規定は、当該国との通商協定に適用してはならない。

(ii) 書簡の内容；国民への公表—ある国に関して前号の規定により提出された書簡は、

(I) 前号の主要な勧告を実施するために講じた具体的な対策を含むとともに、

(II) 国民が閲覧し得るようにしなければならない。

(iii) 担当議会委員会の定義—この号における「担当議会委員会」は、

(I) 下院の歳入委員会及び外交委員会、並びに

(II) 上院の財政委員会及び外交委員会とする。

(C) 人身売買撲滅に関する最低基準—この項において「人身売買撲滅に関する最低基準」とは、2000年人身売買の犠牲者防止法第108条の基準をいう。

(f) 技術的な修正

項及び号の追加に伴う、項番号及び号番号の修正を行う。

(g) 施行期日

この条による改正は、2015年超党派貿易優先事項及び説明責任法の規定に含まれるとみなして、その効力が生じるものとする。